

橋本駅周辺整備推進事業における 都市計画の決定及び変更

【 目 次 】

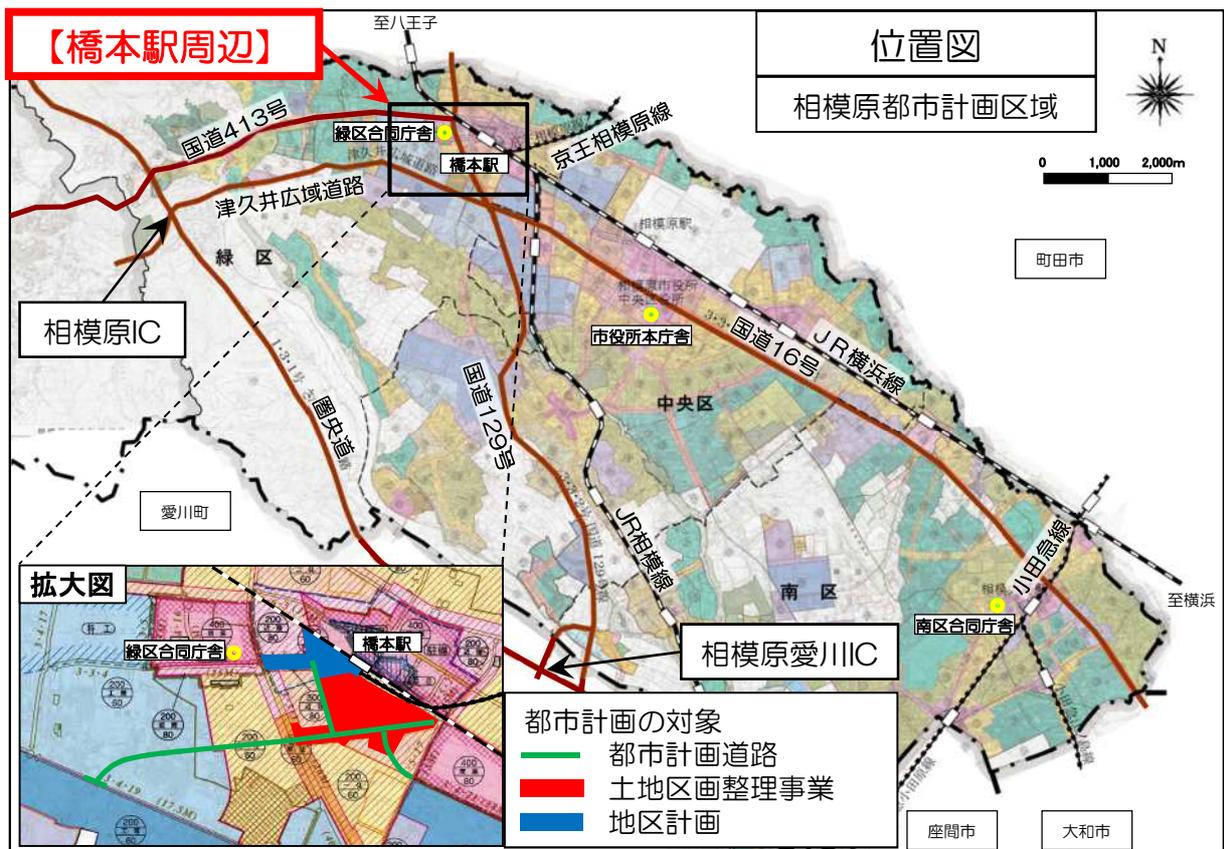
- 1 橋本駅周辺整備推進事業に関する
都市計画の決定及び変更について …………… 1
 - 相模原都市計画 土地区画整理事業の決定
(橋本駅南口地区土地区画整理事業)
 - 相模原都市計画 道路の変更
 - 相模原都市計画 地区計画の変更
(橋本駅南口地区地区計画)

- 2 都市計画の手続きについて …………… 8

相模原市域全図



1 橋本駅周辺整備推進事業に関する 都市計画の決定及び変更について



(1) 決定及び変更の理由

橋本駅周辺地区は、JR横浜線、JR相模線及び京王相模原線の鉄道3路線が乗り入れ、国道16号、国道129号、国道413号及び津久井広域道路の交通結節点となっており、橋本駅南口にはリニア中央新幹線の駅の設置が予定されています。

本地区は、「相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{※1}」における市街地の土地利用の方針において、商業・業務・文化機能等の集積を図り、魅力ある空間を創出し、にぎわいと魅力ある広域的な交流の拠点形成する地区として土地の高度利用を図るものとしています。

また、「相模原市都市計画マスタープラン^{※2}」における土地利用の方針においても、リニア中央新幹線の駅の整備効果や圏央道相模原インターチェンジとの近接による交通利便性を生かし、多様な都市機能の集積を図り、活力ある都市づくりを進めるため、橋本駅南口地区を中心とした土地区画整理事業などによる土地利用の転換と、南北一体となったにぎわいの形成を進めるものとしています。

今回、首都圏南西部の交流の核にふさわしい市街地の形成を図るため、土地区画整理事業と道路に関する都市計画の決定及び変更を行うとともに、都市計画道路の変更に伴い橋本駅南口地区地区計画の変更を行います。

※1 都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域全域を対象とした将来の都市づくりの方向性を示すもの。

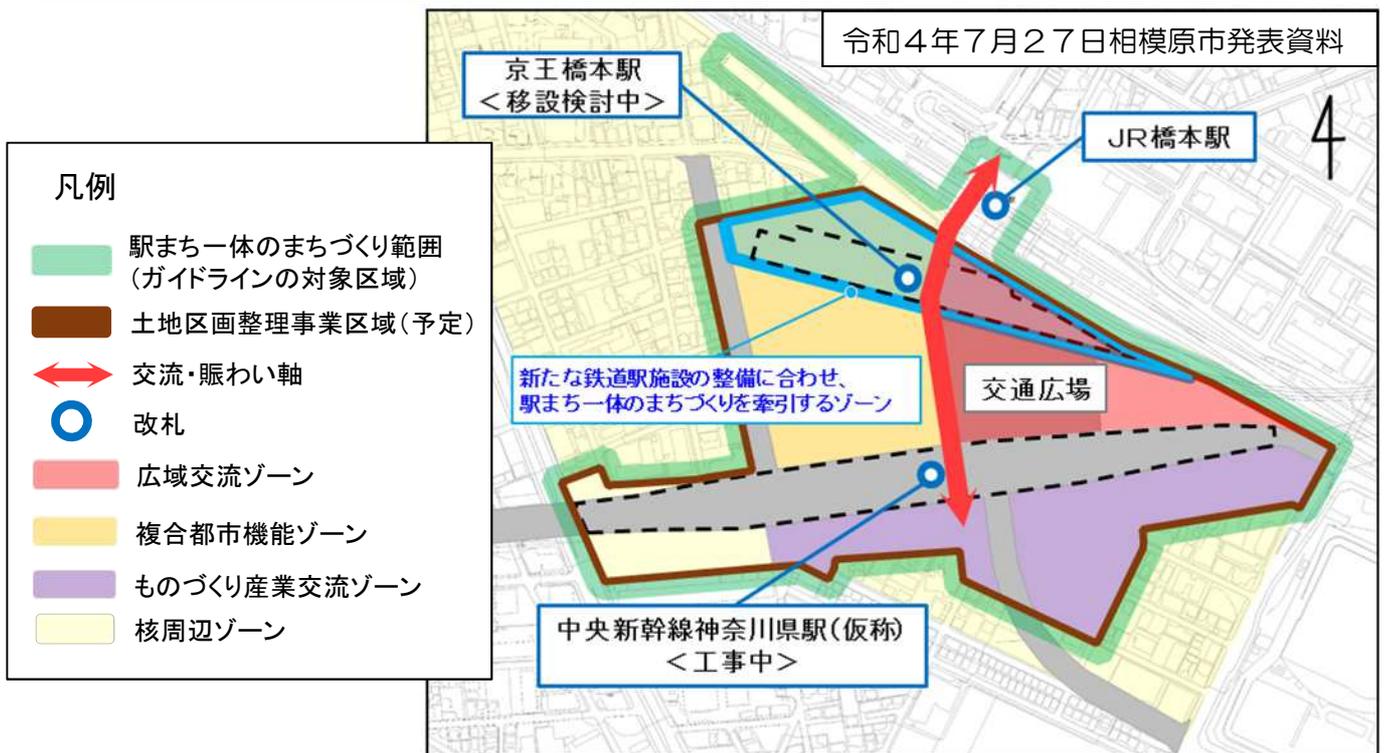
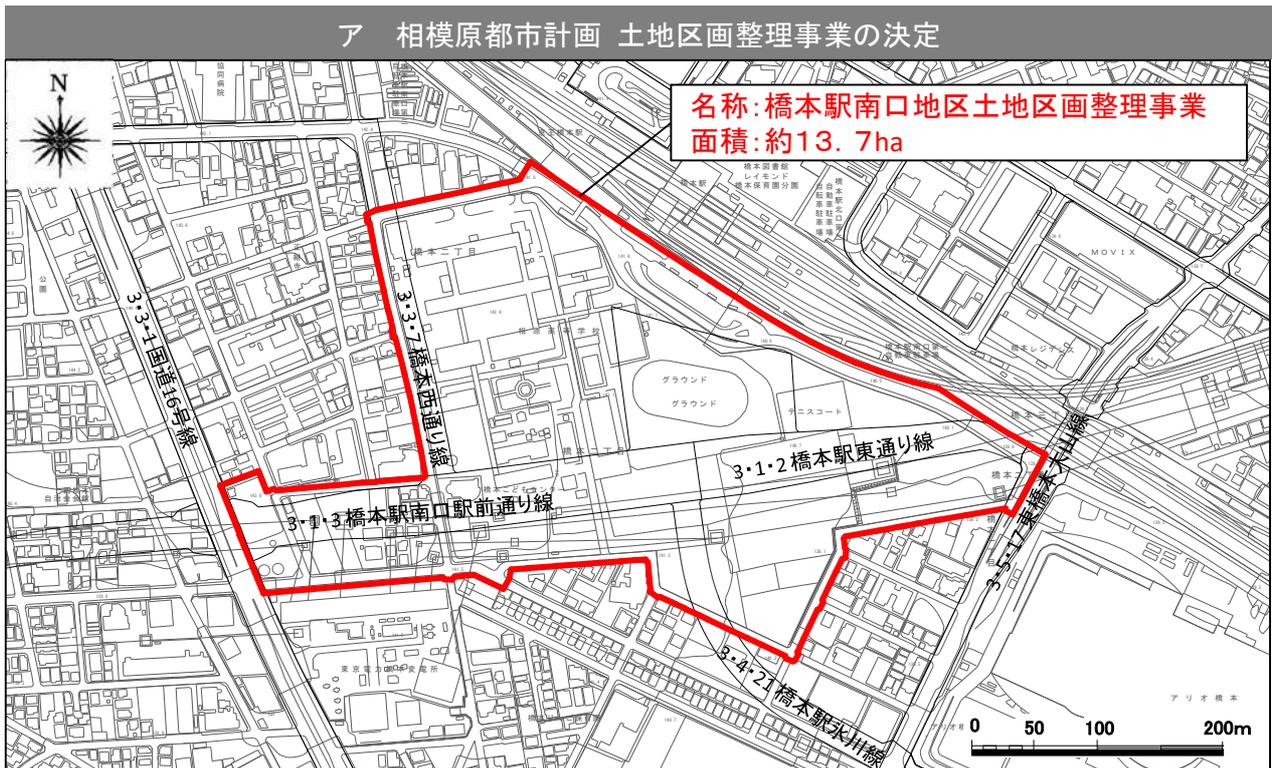
※2 都市計画法第18条の2に基づき、市民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための土地利用や道路、公園づくりなど、さまざまな都市計画に関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画。

(2) 決定及び変更する都市計画の種類及び内容

ア 相模原都市計画 土地区画整理事業の決定

【橋本駅南口地区土地区画整理事業】

リニア中央新幹線の事業用地や県立相原高校跡地等を中心としたまとまりのある一団地において、計画的な土地利用転換を進め、首都圏南西部の交流の核にふさわしい市街地の形成を図ることを目的に、土地区画整理事業の決定を行います。



イ 相模原都市計画 道路の変更

【3・1・3号橋本駅南口駅前通り線】及び【3・3・8号大西大通り線】

橋本駅南口地区と圏央道相模原インターチェンジ方面を結ぶ広域連携軸として、広域的なアクセス機能を向上させるため、新たに都市計画道路を決定します。

【3・1・2号橋本駅東通り線】

橋本駅南口地区と橋本大山町地区を結ぶ地区間交流軸として、交通広場の再配置に併せた道路ネットワークを形成するため、都市計画道路を変更します。

【3・3・7号橋本西通り線】

橋本駅南口地区と橋本都市拠点地区を結ぶ地区間交流軸として、交通広場の再配置に併せた道路ネットワークを形成するため、都市計画道路を変更します。

【3・4・19号橋本相原線】

都市計画道路3・3・8号大西大通り線を接続し、新たな交差点を整備するため、都市計画道路を変更します。

【3・4・21号橋本駅氷川線】

橋本駅南口地区と相模原駅方面を結ぶ新都心連携軸として、両駅周辺の連携性を高めるため、都市計画道路を変更します。

赤字：変更後、青字：変更前

【3・3・8号大西大通り線】

延長 約920m
 構造形式 地表式
 車線の数 2車線
 幅員 22m

【3・3・7号橋本西通り線3・5・6号橋本駅西通り線】

延長 約530m約480m
 構造形式 地表式
 車線の数 2車線
 幅員 22.5m15m
 約6,500㎡の交通広場を設ける。

【3・1・3号橋本駅南口駅前通り線】

延長 約390m
 構造形式 地表式
 車線の数 4車線
 幅員 49m
 約13,300㎡の交通広場を設ける。

【3・1・2号3・5・5号橋本駅東通り線】

延長 約280m約230m
 構造形式 地表式
 車線の数 2車線
 幅員 49m15m

3・4・17
 相原大沢線

地区計画の変更
 橋本駅南口地区地区計画

3・3・4
 橋本大通り線

橋本都市拠点地区
 緑区合同庁舎

橋本二丁目
 交差点

橋本駅南口
 交差点

信号
 交差点

橋本駅

交通広場

やすらぎの道立体

土地区画整理事業の決定
 橋本駅南口地区

橋本大山町地区

3・5・8
 橋本小山線

西橋本4丁目
 交差点

橋本駅南入口
 交差点

西橋本
 交差点

橋本変電所前
 交差点

橋本子どもセンター前
 交差点

西橋本二丁目
 交差点

3・4・8
 橋本上清線

3・5・17
 東橋本大山線

旭中学校入口
 交差点

橋本五差路
 交差点

3・4・6
 直上横山線

峡の原工業団地
 交差点

工業団地入口
 交差点

相模原駅方面

【3・4・19号橋本相原線】

延長 約1,560m
 構造形式 地表式
 車線の数 2車線
 幅員 17.5m

※大西大通り線の接続に関する区域を一部拡幅

【3・4・21号橋本駅氷川線大山氷川線】

延長 約1,150m約840m
 構造形式 地表式
 車線の数 2車線
 幅員 18m

※延長は、全線を都市計画に定めるため、
 区域変更区間と異なる道路もあります。
 ※幅員及び車線数は、標準（代表）部を都市計画に定めるため、
 記載の内容が区域変更区間と異なる道路もあります。
 なお、交差点部における付加車線（右折車線等）や
 立体道路部の側道は、車線の数として取り扱っていません。

0 50 100 200m

凡例

■ 変更後の区域
 ■ 変更前の区域

N

< 参考 > 幅員の構成イメージ (ノンスケール)

【 3・1・3号 橋本駅南口駅前通り線】

交通広場前から3・3・7号橋本西通り線までの幅員49m



※オープンスペースを含む

【 3・1・2号橋本駅東通り線】

交通広場前交差点の幅員49m



※オープンスペースを含む

【 3・3・7号橋本西通り線】

橋本二丁目交差点から3・1・3号橋本駅南口駅前通り線までの幅員22.5m



※なお、幅員構成は、今後の事業実施段階において交通管理者等の調整により変更となる可能性があります。

< 参考 > 幅員の構成イメージ (ノンスケール)

【 3・4・21号橋本駅氷川線】

路線全線の代表幅員 18m

交通広場前から旭中学校入口交差点までの幅員 22.5m



【 3・3・8号大西大通り線】

路線全線の代表幅員 22m



【 3・4・19号橋本相原線】

路線全線の代表幅員 17.5m

3・3・8号大西大通り線との交差点部の幅員 23.5m

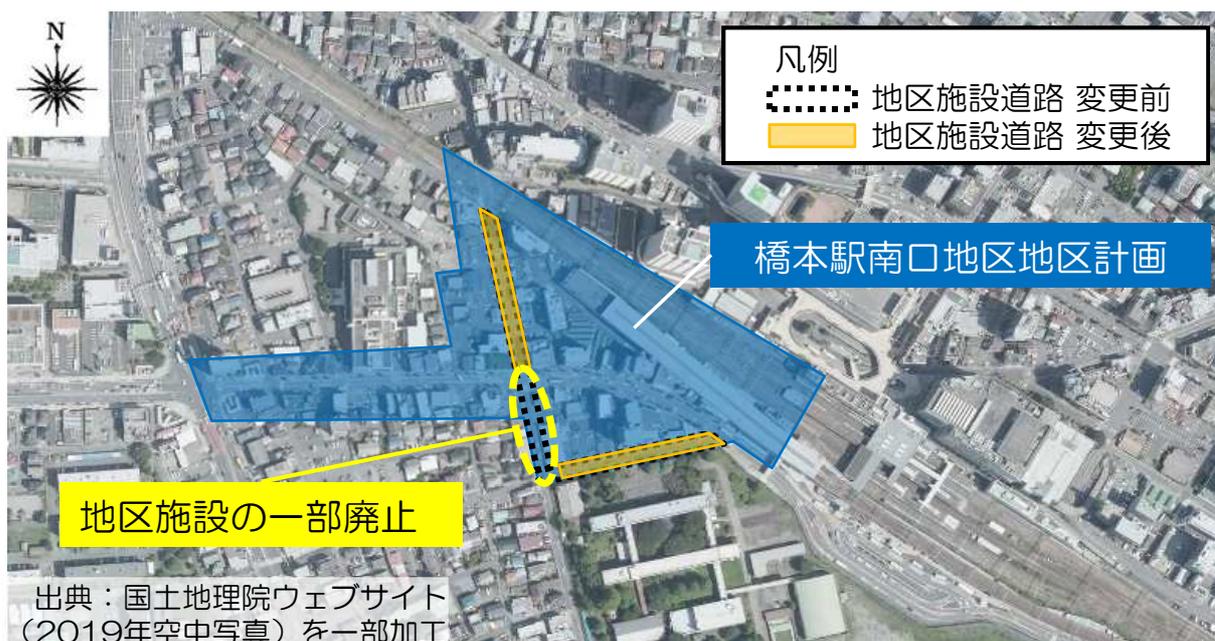
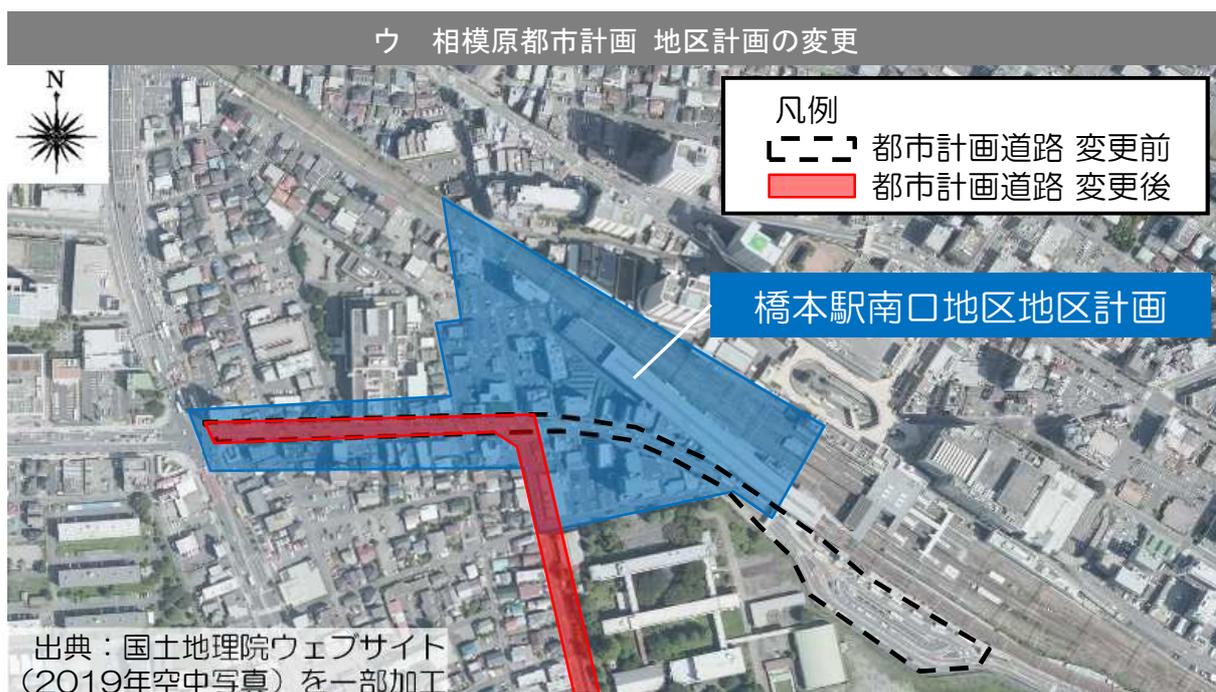


※なお、幅員構成は、今後の事業実施段階において交通管理者等の調整により変更となる可能性があります。

ウ 相模原都市計画 地区計画の変更

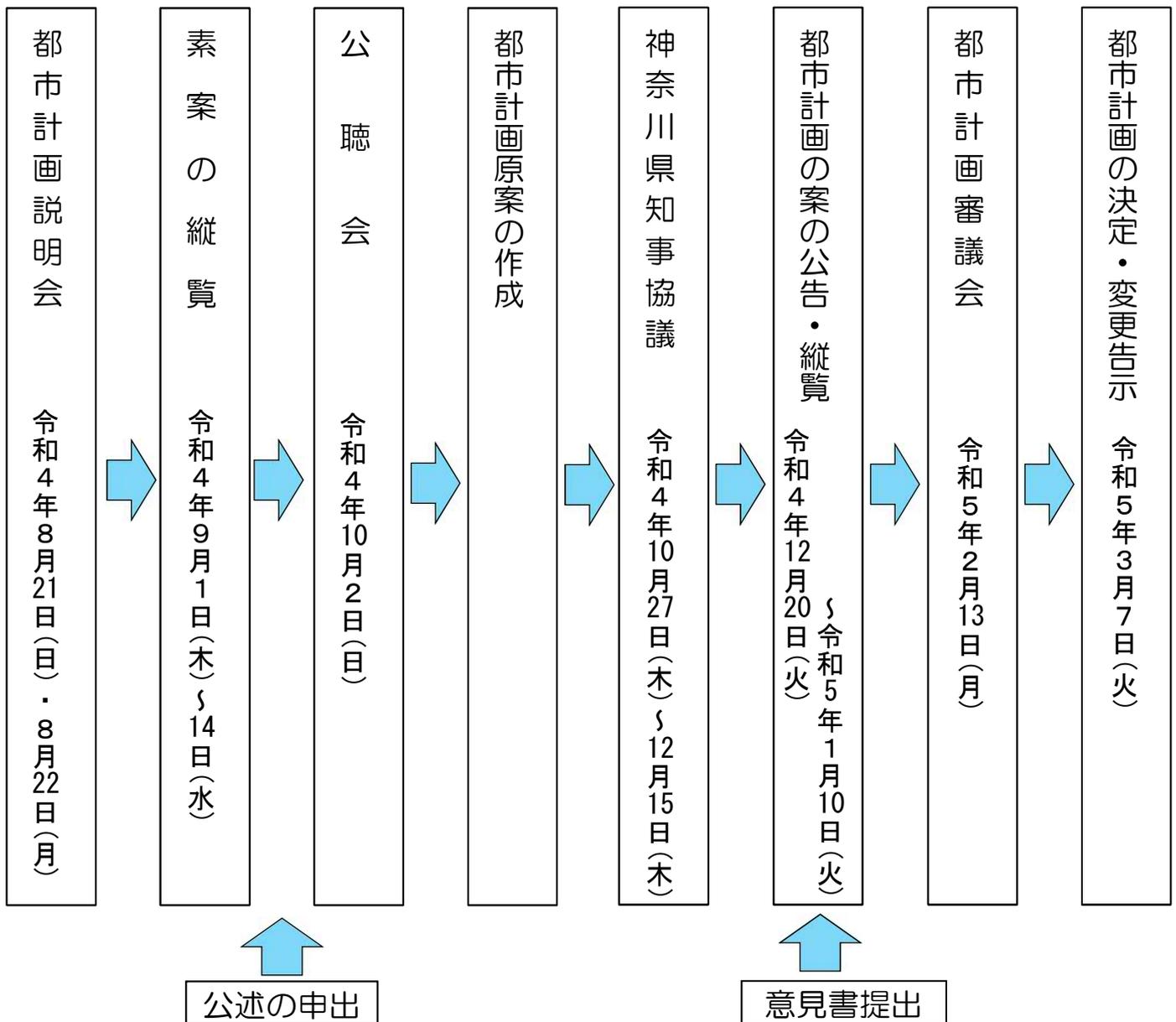
【橋本駅南口地区地区計画】

リニア中央新幹線の駅の設置に伴う交通広場の移設により、都市計画道路 3・5・6号橋本駅西通り線の名称を都市計画道路3・3・7号橋本西通り線に改めるとともに、当該都市計画道路の変更に伴い線形を変更することから、地区施設である市道相原高校前通及び市道橋本104号が重複する区間について地区施設を廃止します。



※ 今回の変更に伴う新たな制限の内容はございません。

2 都市計画の手続きについて



- 素案の縦覧・公述申出受付期間
令和4年9月1日(木)
～令和4年9月14日(水)
- 縦覧者数
18名
- 公述申出
19件
- 公聴会
日時：令和4年10月2日(日)
午後1時から午後5時
公述人：18名 傍聴人：55名

- 原案の縦覧・意見書提出期間
令和4年12月20日(火)
～令和5年1月10日(火)
- 縦覧者数
3名
- 意見書
373通